

アジア経済交流センター等補助金交付要綱

(通則)

第1条 アジア経済交流センター等補助金の交付については、この要綱に定めるところによるもののほか、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「規則」という。）による。

(目的)

第2条 この要綱は、福岡地区及び周辺経済圏の貿易振興と地域経済の発展を図ることを目的として、貿易企業並びに関連企業の資質向上に努めるとともに貿易環境の整備を推進する公益社団法人福岡貿易会（以下「会」という。）に交付する補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第3条 補助金は、会が行うアジア経済交流センター等の事業・貿易に関する相談・情報提供、機関誌の発行、貿易に関するセミナー・講座等の開催、及び会の運営経費に対して交付する。

(交付の対象経費)

第4条 交付の対象となる経費については、次に掲げる経費とする。

- (1) 海外市場開拓事業費（経済視察団派遣等に係る経費）
- (2) 情報提供事業（貿易ニュース発行、会員名簿作成等アジア経済交流センター事業を除く経費）
- (3) アジア経済交流センター事業
 - (ア) 情報提供事業費（資料収集・提供、情報交換等に係る経費）
 - (イ) 人材育成事業費（国際ビジネスセミナー、人材育成研修会に係る経費）
 - (ウ) コンサルティング事業費（国際ビジネス相談・研究会等に係る経費）
- (4) 研修会等事業費（貿易関係セミナー・講座の開催等に係る経費）
- (5) 貿易推進事業費（集荷対策、各種負担金等に係る経費）
- (6) 事務局費（事務局の運営・管理等に係る経費）
- (7) 積立預金支出（退職給与引当積立に係る経費）
- (8) その他、市長が会の事業推進及び運営に必要と認める経費

(交付する補助金の額)

第5条 補助金の額は、本市予算の範囲内で、前条各号に掲げる経費を限度とし、会費収入、事業収入、負担金収入、雑収入を除いた額とする。

(事務局費の対象と人件費の額)

第6条 第4条第6項の事務局費は、人件費（市からの派遣職員を除く）、施設管理費、通信運搬費、事務運営費とする。

(補助金の返納)

第7条 前条の補助金に不用額が生じた場合、市に返納するものとする。

(対象者)

第8条 交付を受けることができるものは、次に掲げる要件に該当する者とする。

(1) 本市の市税に係る徴収金に滞納がないこと。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(期間)

この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。